

福島原子力発電所の汚染水対策の強化を求める意見書の提出について

福島原子力発電所の汚染水対策の強化を求める意見書を次のとおり提出する。

平成25年10月28日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか39名
(自民党市議団, 公明党市議団,
 京都党市議団, 無所属(調))

平成 年 月 日

衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣,
 総務大臣, 復興大臣,
 内閣府特命担当大臣(原子力防災),
 内閣府特命担当大臣(原子力損害賠償支援機構) 宛て

京都市会議長名

福島原子力発電所の汚染水対策の強化を求める意見書

東日本大震災・福島第一原発の事故から2年7箇月余りが経過し、今なお29万人近くの方が避難生活を強いられ、福島県では5万人を超える方が県外での生活を余儀なくされている。

復興庁による省庁横断的な取組や復興予算の拡充などの復興策の実施により、被災地からは「ようやく復興の歯車が回り始めた」との評価も聞こえてきた。復興の足取りを確かなものにするために、福島第一原発の汚染水の流出問題は、国が全面に出て、解決に取り組むべきである。

国は、放射能汚染水の地下水への流入に対する抜本策の検討、汚染水貯蔵タンクの信頼性の向上、放射性物質の除去技術など最新の知見を生かした対策により、一日も早い抜本解決を目指すべきである。また、汚染水の環境への影響についても国内外の信頼が得られるよう、情報を分かりやすく丁寧に発信するとともに、漁業関係者や周辺住民の方々の不安の解消と風評被害の防止にも努めるべきである。

安倍内閣総理大臣は、国会答弁において「東京電力任せではなく、国が全面に出て取り組む。予防的かつ重層的な対策を講じていく。」と述べている。

よって国におかれては、汚染水問題の解決に向けた施策を強力に進めることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。